

## 市県民税・国民健康保険税・ 後期高齢者医療保険の申告

### ■申告・受付会場

問い合わせ 税務課(内線122~124)

受付時間 午前9時~11時30分 / 午後1時~4時

地区	とき	ところ
三浦	2月 1日(火)	三浦住民センター
鈴田		鈴田 〃
西大村	2日(水)~4日(金)	(注1) 中地区公民館
松原	7日(月)	松原住民センター
竹松	8日(火)~10日(木)	竹松 〃
萱瀬	14日(月)	萱瀬 〃
福重	15日(火)	福重 〃
大村	16日(水)~28日(月) ※土日を除く	市役所2階大会議室

※上記期間に都合がつかない場合は、3月1日(火)~15日(火)(土、日を除く)まで市役所2階大会議室で受け付けます。

(注1) 駐車場に限りがあります。公共交通機関をご利用ください。

### ■申告に必要なもの ※「所得税の確定申告」を提出する人は申告の必要はありません。

- 印かん、申告書、源泉徴収票(年金、恩給を含む)、給与支払証明書
- 社会保険料、生命保険料、地震保険料、医療費など各種所得控除のための証明書
- 営業、農業、不動産などの事業所得のある人は収支内訳書
- そのほかに収入がある人は、収入がわかる書類
- 配偶者特別控除を受ける人は、配偶者の収入がわかる書類

平成23年度の市県民税と平成22年分の所得税の確定申告の時期です。この申告は、平成23年度に納めていただく市県民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料などの額を算定するための重要な資料になります。期限内に必ず申告してください。

申告はお早めに

● 税の申告受付が始まります

申告期限

3/15 火

## 所得税の確定申告

問い合わせ 諫早税務署 ☎②1370

### ■市役所会場(大会議室)

所得税の申告 2月16日(水)~3月15日(火)  
※平日のみ 受付時間は午前9時~午後4時  
(午前11時30分~午後1時は受付できません)

### ■諫早税務署会場(平日のみ)

- 所得税・贈与税の申告…3月15日(火)まで
- 消費税の申告…3月31日(木)まで
- 還付の申告…随時受け付けます
- 今年から臨時駐車場はありません。公共交通機関または周辺の有料駐車場をご利用ください。

### ■郵送先

〒854-8666 諫早市永昌東町25-45 諫早税務署

### ■注意事項

- 市役所会場では事業(青色申告など)、譲渡(土地、株式など)の申告は受付できません。
- 農業、不動産、営業などの申告は、あらかじめ収支内訳書を作成のうえお越しください。
- 所得税を納付書で納税される場合の納期限は3月15日(火)です。

## 事業主の皆さんへ eLTAX(エルタックス)を利用できます

eLTAXを利用することで、これまで郵送や市役所に出向いて提出していた給与支払報告書や法人市民税申告書などをパソコンで作成し、電子データで提出することができます。

### ■市で利用できる申告書など

- 個人市県民税(給与支払報告書、総括表、特別徴収に係る届出)  
※市県民税の申告はできません。
- 法人市民税(法人市民税の申告書、法人市民税に係る届出)
- 固定資産税(償却資産申告書)

利用方法など詳しくはeLTAXのホームページ  
(<http://www.eltax.jp/>)をご覧ください。

問い合わせ 地方電子協議会サポートデスク

☎0570-081459(全国一律市内通話料金)

IP電話やPHSは…☎03(5765)7234

利用時間 午前8時30分~午後9時(平日のみ)

